

南希望が丘中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に向けた南希望が丘中学校の考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行なう心理的又は、物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行なれる行為も含む)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止等にむけての基本理念

全ての子どもは、かけがえない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことが、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。
子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

(3) いじめを防止するための基本的方向性

- ① いじめの未然防止 … 学校生活においていじめを防止する学校づくり、適切な人間関係の確立に取り組む。
- ② 早期発見・早期対応で … いじめを見逃さないための組織づくり、生徒が気軽に相談できる環境作りを進める。
- ③ 適切な対応措置 … 生徒・保護者との信頼関係の確立と関係機関との連携を進める。

2 組織の設置及び組織的な取組

いじめ防止並びにいじめ対応のために「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) 委員会の構成

・校長、副校長、生徒指導専任、教務主任、学年主任、主幹教諭、養護教諭を構成員とする。
(必要に応じて、心理や福祉等、外部の専門職の参加を求める。)

(2) 委員会の運営

・いじめ事案に対し、中核となって組織的に取り組む。また、必要に応じて関係職員を加える。
・いじめに関する情報収集、記録、対応に関する役割分担の中核となる。
・いじめ防止に向けた年間計画の作成、検討を行なう。
・いじめの疑いがあった段階で、「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
・会議録を作成・保管する。また、進捗を管理し、職員全体で把握する。

(3) 委員会の主な年間計画と内容

通年	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳、各教科を通じていじめ防止基本方針の推進と改善に心がける。 ・日常生活や行事等における適応状況を把握した上での指導と支援をする。 ・いじめ防止対策委員会(月1回、随時)を開く。 ・学年会での情報交換(月1回、随時)を行う。 ・小中専任会情報交換(月1回、随時)を行う。 ・職員会議での情報交換を行う。 ・企画会での情報交換を行う。 	主な行事
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・年間計画と重点指導内容の確認、引継ぎをする。 ・いじめの定義、生徒理解研修を実施する。 ・学級、学年、校外学習、部活動、教育相談等を通して集団と個人の特性を把握する。 ・生徒への教育相談アンケートの実施する。 ・学級懇談会、地域連携総会等を通して保護者や地域と連携を図り協力を得る。 	入学式、始業式 学年集会、保護者説明会
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・学級、学年、校外学習、部活動、教育相談等を通して集団と個人の特性を把握する。 ・学級懇談会、地域連携総会等を通して保護者や地域と連携を図り協力を得る。 ・生徒へのYPアンケートの実施と検証、いじめに関するアンケート調査の実施と検証 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・学級、学年、校外学習、部活動、教育相談等を通して集団と個人の特性を把握する。 ・学級懇談会、地域連携総会等を通して保護者や地域と連携を図り協力を得る。 	学・家・地連
7月、8月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者面談(三者、夏季休業前)を行う。 ・校内外での危機管理研修会を行う。 ・人権作文。 	子ども会議 保護者面談
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒面談を夏季休業明けに行ない、状況を把握する。 ・夏休み明け、生徒への教育相談アンケートを実施する。 	生徒・担任面談
10月～12月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者面談(三者、冬季休業前)を行う。 ・人権週間の実施、いじめ防止月間。生徒へのアンケートの実施。学校評価を検証する。 ・生徒へのYPアンケートの実施と検証、校内研修会を行う。 	保護者面談 学年集会
1月～3月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒へのYPアンケートの実施と検証、校内研修会を行う。 ・今年度を振り返り、新年度への引継ぎする。 ・「学校いじめ防止基本方針」の検証をする。 	防犯教室 卒業式、修了式

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

(1) いじめ防止への取組

- ・学校教育全般を通じて、生徒が安心して自己存在感や充実感を感じられる魅力的な学校づくりを推進していく。
- ・人権教育、道徳教育を一層推進するとともに、次のような体験活動を充実させ、生徒が他人の心情を考えた言動を取れるような態度の育成を図っていく。

1年	・遠足、職業講話
2年	・遠足、職業体験
3年	・修学旅行、校内高校説明会、卒業行事
全学年	・体育祭、合唱祭、人権作文 ・地域へのボランティア活動参加（地域清掃、祭礼、子育て支援(K. K. ネット等)

- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」等を活用した社会性スキルアップトレーニングを積極的に実践していく。
- ・生徒会、学年、学級を中心とした生徒の主体的な活動への支援を行っていく。
活動例・・・あいさつ運動、ペットボトルのキャップ集め、ユニセフ募金、SDGs活動、学校行事・学年行事等のスローガン設定
- ・関係機関による防犯・情報モラル教室、防犯教室を実施し、意識を高める。
- ・小学校との連絡会や連携行事前後に情報の共有化と対応を図る。

(2) いじめの早期発見

- ・ストレスチェック(心と体のバランス調査)を行い、日頃から生徒に寄り添い生徒の言動に注目する。また年間複数回教育相談アンケートやYPアンケートを実施し生徒の心と体の様子を把握する。学年会や職員会議で情報交換を緊密に行い、いじめを見逃さない見守り体制づくりに取り組んでいく。
- ・全校生徒に対する定期的な教育相談を年3回実施するとともに、生徒が安心して相談できる人間関係を構築し、それに合わせて窓口を常に準備し、早期発見に努める。また、保護者がいつでも学校カウンセラーや外部相談機関を利用できるようにする。

(3) いじめに対する措置

- ・いじめの疑いがあった段階で直ちに全て学校いじめ防止対策委員会に報告、相談し、組織的な対応を徹底していく。
- ・正確な実態把握に努めるとともに、被害生徒・保護者の支援並びに加害生徒・保護者への指導、支援を慎重に進めていく。
- ・警察、児童相談所等の専門機関との連絡を密に取る。

(4) いじめの解消

いじめの解消とは、次の2つの要件を満たす必要がある。

- ①いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること
- ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・定期的ストレスチェックやアンケートを実施し、生徒を把握する。
- ・生徒指導後の状況の把握をする。

(5) 研修の実施

- ・生徒と職員、職員間の風通しのよい関係が前提となる。
- ・いじめ防止、対応に関する研修へ参加する。
- ・一人ひとりの生徒をより深く見つめるための生徒理解研修を一層充実させていく。

4 重大事態への対応

- ・重大事態とは、いじめにより生徒の生命、心身又は、財産に重大な被害を生じた疑いがあると認められるとき、並びに相当の期間(年間30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるときをいう。
- ・重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。
- ・重大事態に対し、「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施する。また、調査結果を教育委員会に報告する。
- ・いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

- ・いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも1年に1回点検を行う。
- ・この基本方針は、必要があると認められたときには、速やかに改定し、あらためて公表する。

策定日 2013年 4月1日
改定日 2015年 4月1日
改定日 2017年11月1日
改定日 2022年3月25日
改定日 2023年 4月1日